

1-5 特別要件施設の判定

次に示す特別要件施設があるかどうか調べてください。

- | | |
|--------------------------|---------------------------|
| ア 金属鉱業又は原油及び天然ガス鉱業を営む事業者 | → 鉱山保安法に規定する建設物、工作物その他の施設 |
| イ 下水道業を営む事業者 | → 下水道終末処理施設 |
| ウ ごみ処分業又は産業廃棄物処分業を営む事業者 | → 一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設 |
| エ いずれかの対象業種を営む事業者 | → ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設 |

該当する施設がある場合には、PRTR の届出対象事業者となります。

届出対象物質は、特別要件施設から排出される排ガス・排水等に含まれる他法令に基づく測定の対象物質(水質汚濁防止法又は廃棄物の処理および清掃に関する法律の排水基準項目のうち PRTR 対象物質に該当する物質、ダイオキシン類)で、枠外に示す表のとおりです(対象物質は、平成 27 年 3 月現在)。

なお、他法令に基づく測定対象物質以外の PRTR 対象物質の取扱量が、対象業種に属する事業において法令上の指定量(→ p II-33)以上ある場合には、排出量・移動量の届出が必要です。

対象事業所	把握対象	届出対象物質
鉱山保安法第13条第1項に規定する建設物、工作物その他の施設が設置されている事業所 (注:金属鉱業又は原油及び天然ガス鉱業に属する事業者が所有するものに限定)	鉱煙発生施設からのはい煙又は鉱煙に含まれる対象物質の排出量 施設からの坑水又は鉱水に含まれる対象物質の排出量	カドミウム及びその化合物、鉛化合物 注)に示す30物質
下水道終末処理施設が設置されている事業所	公共下水道又は流域下水道からの放流水に含まれる対象物質の排出量	注)に示す30物質 ダイオキシン類 (ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設となっている下水道終末処理施設の場合)
一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設が設置されている事業所(注:ごみ処分業又は産業廃棄物処分業を営む事業者が有するものに限定)	一般廃棄物最終処分場又は管理型産業廃棄物最終処分場の放流水に含まれる対象物質の排出量	注)に示す30物質 ダイオキシン類 (ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令の適用がある施設の場合)

対象事業所	把握対象	届出対象物質
	廃棄物処理施設が水質汚濁防止法の特定施設に該当する場合には、廃棄物処理施設からの排水に含まれる対象物質の排出量	注)に示す30物質
ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設が設置されている事業所	大気基準適用施設にあっては当該施設からの排出ガスに含まれるダイオキシン類の排出量	ダイオキシン類
	水質基準適用事業場にあっては当該事業場からの排出水に含まれるダイオキシン類の排出量	
	下水道へ排水を流している事業所にあっては下水道へのダイオキシン類の移動量	
	廃棄物焼却炉である特定施設の集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻に含まれるダイオキシン類の排出量及び移動量	
ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令に規定する一般廃棄物最終処分場又は管理型産業廃棄物処分場が設置されている事業所(注:同一事業者が所有する事業所のダイオキシン類対策特別措置法の特定施設から生ずる廃棄物を処分する最終処分場が設置されているものに限定。なお、当該特定施設と最終処分場が同一事業所に設置されている場合を含む。)	一般廃棄物最終処分場又は管理型産業廃棄物最終処分場の放流水に含まれる対象物質の排出量	ダイオキシン類

注) 水質汚濁防止法の排水基準項目:排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)別表第一に掲げる排水基準項目及び別表第二に掲げる排水基準項目を指す。(参考:別表第一のうち26物質(ただし、有機燐化合物の一部を除く。)及び別表第二のうち4物質(銅、亜鉛、マンガン、クロム)が、次の第一種指定化学物質に該当。)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の排水基準項目:一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)別表第一の上覧に掲げる項目を指す。(参考:別表第一のうち30物質が、次の第一種指定化学物質に該当。)

1 亜鉛の水溶性化合物

48 O-エチル=O-4-ニトロフェニル=ホスホノ
チオアート(別名EPN)

186 ジクロロメタン(別名塩化メチレン)

237 水銀及びその化合物

242 セレン及びその化合物

75 カドミウム及びその化合物	262 テトラクロロエチレン
87 クロム及び三価クロム化合物	268 テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム又はチラム)
88 六価クロム化合物	272 銅水溶性塩(錯塩を除く。)
113 2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン(別名シマジン又はCAT)	279 1,1,1-トリクロロエタン
144 無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	280 1,1,2-トリクロロエタン
147 N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル(別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)	281 トリクロロエチレン
149 四塩化炭素	305 鉛化合物
150 1,4-ジオキサン	332 硒素及びその無機化合物
157 1,2-ジクロロエタン	374 ふつ化水素及びその水溶性塩
158 1,1-ジクロロエチレン(別名 塩化ビニリデン)	400 ベンゼン
159 シス-1,2-ジクロロエチレン	405 ほう素化合物
179 1,3-ジクロロプロペン(別名 D-D)	406 ポリ塩化ビフェニル(別名 PCB)
	412 マンガン及びその化合物

※ 物質名の前の番号は物質番号

(留意事項)

- ① 以下のいずれにも該当することが確認できた下水道終末処理施設については、排出量等の届出は不要として運用しています。
- ア) 対象業種に属する事業所の接続がないこと(下水道使用者のリストから判断するものとし、いかなる事業を営んでいるか不明な事業者が含まれている場合は、対象事業を行っているものとみなしてください。)
- イ) 対象物質の流入が見込まれないこと(過去に行われた放流水の水質測定において対象物質が検出されなかった場合を意味します。)
- ただし、下水道業を営む事業者が、自ら対象物質を使用しており、その年間取扱量が 1 トン(特定第一種指定化学物質の場合は、0.5 トン)を超える場合は、届出が必要となります。なお、同様の考え方から、もっぱら生活排水等の処理を行う農業集落排水施設及び合併処理浄化槽についても、届出は不要としています。
- ② 市町村の設置した一般廃棄物処理施設も、「一般廃棄物処理施設」に該当します。
- ③ 下水道事業者については「下水道法に基づく水質検査の対象となっている対象物質」、廃棄物処理業者については「水質汚濁防止法第 14 条第 1 項等に基づく水質検査の対象となっている対象物質」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条の 3 第 1 項に基づく水質検査の対象となっている対象物質」が届出対象物質となります。具体的には、p II-36 の注に示す 30 物質及びダイオキシン類です(ただし、ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設となっている下水道終末処理施設及び廃棄物処理施設、廃棄物の最終処分場の場合)。

なお、下水道法、水質汚濁防止法等の測定項目では「フェノール類」が水質検査の対

象となっていますが、これには PRTR の対象物質である「フェノール」、「クレゾール」及び「ピロカテコール」を含む多様な物質が含まれており、それぞれの分別が困難であること等にかんがみ、いずれについても届出の必要はありません。

都道府県の判断により p II-36 の注)に示す 30 物質及びダイオキシン類以外の PRTR の対象物質で水質検査の対象に加えられている物質については、届出の必要はありません。

- ④ 特別要件施設に関して、他法令に基づく測定項目となっている対象物質以外に、自主的に行った汚泥中の化学分析等の結果を用いた排出量等の届出は必要ありません。(届出を行わないでください。)

ただし、法施行規則第 4 条第 1 号イ又はロ(→ p III-475)に該当する場合(対象物質を 1 トン以上取り扱っている場合など)は別途把握が必要です。

- ⑤ 他法令で測定義務があるにもかかわらず、実際には対象物質の濃度を測定していない場合でも、その対象物質の排出量・移動量を把握する必要があります。

- ⑥ マンガン及びその化合物(物質番号 412)等※については、下水道法、水質汚濁防止法等の水質測定項目としては「溶解性」のものに限定されており、対象物質の範囲と他法令における測定項目の記載にズレがありますが、このような場合は、「溶解性マンガン含有量」についての測定結果をそのまま用いて、「マンガン及びその化合物」の排出量を算出して差し支えありません。(なお、「下水道における化学物質排出量の把握と化学物質管理計画の策定等に関するガイドライン(案)」(国土交通省年・地域整備局下水道部、平成 17 年 8 月)の中でサンプリング調査等を行い、一定の排出係数が設定されています。)

※「マンガン及びその化合物」以外には、以下の物質が該当します。

- ・「亜鉛の水溶性化合物」(←法定測定項目は「亜鉛含有量」)
- ・「クロム及び三価クロム化合物」(←「クロム含有量」)
- ・「無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く)」(←「シアン化合物」)
- ・「水銀及びその化合物」(←「水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物」)
- ・「銅水溶性塩(錯塩を除く)」(←「銅含有量」)
- ・「鉛化合物」(←「鉛及びその化合物」)
- ・「砒素及びその無機化合物」(←「砒素及びその化合物」)
- ・「ふつ化水素及びその水溶性塩」(←「ふつ素及びその化合物」)
- ・「ほう素化合物」(←「ほう素及びその化合物」)

- ⑦ 下水道法や水質汚濁防止法等の法定測定項目ではパラチオン、メチルパラチオン、メチルジメタン及び EPN の総量で「有機燐化合物」として測定していますが、この場合、「有機燐化合物」としての測定値を用いて、「EPN」(物質番号 48)の排出量を算出しても、差し支えありません。なお、PRTR の届出を行うべき物質は、「有機燐化合物」ではなく、「EPN」で

す。

- ⑧ 一般廃棄物処理施設(ごみ処分業を営む者が有するもの)又は産業廃棄物処理施設が設置されている事業所であっても、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令、ダイオキシン類対策特別措置法、水質汚濁防止法等のいずれに基づく水質検査も求められていないものについては、排出量の把握の義務はありません。

最終処分場、ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設、水質汚濁防止法の対象となる施設(焼却施設)のいずれも有していない粗大ごみ処理施設、再生利用施設、運搬中継施設については、仮にこれらが一般廃棄物処理施設に該当するとしても、上記の法令に基づく水質検査を行うこととはされておらず、したがって、法施行規則第4条第1号ホ(→ pIII-476)に基づく把握の義務はありません。

- ⑨ 放流水のない一般廃棄物最終処分場または産業廃棄物最終処分場や排水が事業所の外へ排出されない構造の一般廃棄物焼却施設または産業廃棄物焼却施設について、他法令に基づく測定を求められていない場合、排出量の把握の義務はないため、排出量の届出の必要はありません。

- ⑩ 一般廃棄物焼却施設、産業廃棄物焼却施設、一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場における30物質については、法施行規則第4条第1号ホ(→ pIII-476)に列記されているとおり、把握する必要があるのは「排出量」のみであり、下水道放流は「移動量」という整理ですので、下水道放流の場合は届出の必要はありません。

ただし、ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設(一定要件を満たす一般廃棄物焼却炉など)を設置している場合は、ダイオキシン類について、下水道への移動量及び事業所の外への移動量についても把握が必要です(法施行規則第4条第1号ト(→ pIII-476)には、「排出量及び移動量」と規定されています。)。

- ⑪ 2012(平成24)年の水質汚濁防止法施行令等の改正により、「1,4-ジオキサン」が水質検査の対象物質に追加されました。下水道終末処理施設が設置されている事業者にあっては、平成25年度届出より同物質の排出量が届出の対象となっています。水質汚濁防止法の特定施設に該当する一般廃棄物処理施設、あるいは産業廃棄物施設が設置されている事業者にあっては、平成26年度届出よりすべての事業者が同物質の排出量の届出を行う必要があります。

また、2013(平成25)年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部改正により、一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場から排出される放流水の基準に1,4-ジオキサンが追加されました。一般廃棄物最終処分場、あるいは産業廃棄物最終処分場が設置されている事業者にあっては、平成27年度届出よりすべての事業者が同物質の排出量の届出を行う必要があります。

(関連ページ)

- ・ 第 I 部 2-1 Step5 特別要件施設の判定(→ p I -31)
- ・ 第 III 部 2.Q&A Q42～Q43(→ p III-162～163)、Q56(→ p III-166)、
Q113～Q119(→ p III-183～186)、
Q121～Q125(→ p III-186～188)

4-1-3 特別要件施設に該当する施設の各法令における規定 (→ p III-206)

(作業シート 1 への記入)

○特別要件施設の種類

特別要件施設に該当する
施設の種類(記載済み)

○届出対象の判定

特別要件施設がある
場合、届出対象と記載

